

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成23年富津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「K0102の55」を「K0102の55.2、55.3又は55.4」に改め、同表全シアンの項中「K0102の38.1.1」の次に「及び38の備考11」を、「除く。）」の次に「又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「K0102の65.2」の次に「（規格K0102の65.2.7を除く。）」を加え、同表総水銀の項中「付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表6」に改め、同表ふっ素の項中「K0102の34.1」の次に「（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、リン酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）」を加え、「K0102の34.1c（注（6）」を「K0102の34.1.1c（注（2）」に改め、「第3文」の次に「及び規格K0102の34の備考1」を加え、「共存しない場合」を「共存しないことを確認した場合」に、「付表6」を「付表7」に改め、同表1,4-ジオキサンの項中「付表7」を「付表8」に改める。

別記第21号様式中

「

| | | | | |
|-------|------|--|--|------|
| カドミウム | mg/L | | | 0.01 |
|-------|------|--|--|------|

」を

「

| | | | | |
|-------|------|--|--|-------|
| カドミウム | mg/L | | | 0.003 |
|-------|------|--|--|-------|

」に、

「

| | | | | |
|-----------|------|--|--|------|
| トリクロロエチレン | mg/L | | | 0.03 |
|-----------|------|--|--|------|

」を

「

| | | | | |
|-----------|------|--|--|------|
| トリクロロエチレン | mg/L | | | 0.01 |
|-----------|------|--|--|------|

」に

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。